

総務文教委員長報告

総務文教委員長 藤田 茂男

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第88号 鳴門市婦人会館に係る指定管理者の指定について」ほか議案3件であります。

当委員会は、12月13日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第88号 鳴門市婦人会館に係る指定管理者の指定について」は、鳴門市婦人会館の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、指定管理者の業務内容の一つである「婦人を対象とする教育及び文化活動を奨励し、支援する事業にかかる業務」の具体的内容について質疑があり、理事者からは、単位婦人会が参加する芸能交流会や定例役員会の開催、県が実施する研修会などへの鳴門市婦人連合会の参加などである、との説明がありました。

次に、委員からは、鳴門市婦人連合会の規模について質疑があり、理事者からは、鳴門市婦人連合会に加盟している単位婦人会は6団体、会員数は555名であるが、鳴門市婦人連合会に加盟していない婦人会等もあることから、指定管理者となれば、加盟していない婦人会等の支援も業務に含まれることになる、との説明がありました。

また、委員からは、開館以降、鳴門市婦人連合会以外で鳴門市婦人会館の管理業務委託や指定管理を受けた団体はあるのか、との質疑があり、理事者からは、昭和59年1月に鳴門市婦人会館が開館して以降、鳴門市婦人連合会以外の団体が鳴門市婦人会館の管理業務委託や指定管理を受けた実績はない、との説明がありました。

次に、委員からは、平成18年度から指定管理者制度を導入した目的について質疑があり、理事者からは、利用者ニーズへの的確な対応及び施設利用許可権限の付与が主な目的であり、その結果、指定管理者制度導入後は新しい講座などの利用が増加した、との説明がありました。

また、委員からは、改善点などの検証は行っているのか、との質疑があり、理事者からは、指定管理者が利用者アンケートを常に行っている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第89号 鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館に係る指定管理者の指定について」は、鳴門市青少年会館及び鳴門市市場・川崎児童館の指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、指定管理料の増加要因について質疑があり、理事者からは、指定管理料の増加要因としては、人件費や管理面積の増加があり、その大部分を占めているのは人件費の増加である、との説明がありました。

また、委員からは、指定管理料の増加要因の一つとして管理面積の増加が挙げられ

ているが、どれくらい管理面積が増加したのか、との質疑があり、理事者からは、施設の移転により建物の床面積が 96.39 ㎡増加し、395.28 ㎡になったほか、園庭の拡張整備により園庭の管理面積が 2 倍程度に増加した、との説明がありました。

次に、委員からは、次期指定管理者が行う業務内容に変更点はあるのか、との質疑があり、理事者からは、現在の指定管理者が行っている業務内容から変更点はない、との説明がありました。

また、委員からは、選定団体の審査項目のうち「危機管理等への対応」の得点が低いと思うが、どのように考えているのか、との質疑があり、理事者からは、危機管理の重要性については、指定管理者と常にコミュニケーションを図り、子供たちが安全に過ごせる体制を整えていきたいと考えている、との説明がありました。

次に、委員からは、配点の根拠について質疑があり、理事者からは、施設の管理者を選定するための採点であるため、施設の効用を最大限に発揮することを重視した配点としている、との説明がありました。

また、委員からは、採点結果を基に改善の余地がある点などを指定管理者と話し合ってほしい、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第 9 3 号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」及び「議案第 9 4 号 鳴門市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、本市職員の給与について、本年の人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に準じて改定を行うなど、所要の改正を行うものでありました。

議案第 9 3 号及び議案第 9 4 号の議案 2 件については、関連した内容であったため、一括して説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、改正内容が遡及適用されることになっているが、差額はいつ支給されるのか、との質疑があり、理事者からは、可決されれば 1 2 月中に差額を支給する予定である、との説明がありました。

また、委員からは、平均でどれくらい増額されるのか、との質疑があり、理事者からは、年額で、課長級・副課長級は 1 3 万円程度、7 年目程度の一般職員は 3 6 万円程度、週 5 日 7 時間 1 5 分勤務の事務補助として勤務する会計年度任用職員は 3 5 万円から 4 4 万円程度の増額となる見込みとなっている、との説明がありました。

次に、委員からは、増額幅が最も大きい級・号給について質疑があり、理事者からは、行政職の給料月額を増額幅で比較すると、増額幅が最も大きいのは 2 万 6, 3 0 0 円増で、一例として 1 級 2 1 号給が該当し、増額幅が最も小さいのは 4, 0 0 0 円増で、一例として 3 級 6 4 号給が該当する、との説明がありました。

また、委員からは、組合交渉の中で給料や期末・勤勉手当以外の交渉はあったのか、との質疑があり、理事者からは、地域手当の支給割合の維持などについても交渉を行っている、との説明がありました。

次に、委員からは、若年層の上り幅が大きい改正となっているが、採用市場での競争力向上の狙いもあるのか、との質疑があり、理事者からは、人材確保の観点から、初任給や若年層に重点を置いた改正となっている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、議案第 9 3 号及び議案第 9 4 号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。